10.03		大麦及び裸麦	
1003.10	000	―播種用のもの	MT
1003.90	000	―その他のもの	MT
10.04		オート	
1004.10	000	―播種用のもの	MT
1004.90	000	―その他のもの	MT

輸出統計品目表第１０・０七項及び第１０・０八項を次のように改める。

10.07		グレーンソルガム	
1007.10	000	―播種用のもの	MT
1007.90	000	―その他のもの	MT
10.08		そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物	
1008.10	000	―そば	MT
		―ミレット	
1008.21	000	――播種用のもの	MT
1008.29	000	――その他のもの	MT
1008.30	000	―カナリーシード	MT
1008.40	000	―フォニオ（ディギタリア属のもの）	MT
1008.50	000	―キヌア（ケノポディウム・クイノア）	MT
1008.60	000	―ライ小麦	MT
1008.90	000	―その他の穀物	MT

輸出統計品目表第１１０一・１０号を削る。

輸出統計品目表第１一・０１項及び第１一・０一項を次のように改める。

12.01		大豆（割つてあるかないかを問わない。）	
1201.10	000	―播種用のもの	MT
1201.90	000	―その他のもの	MT
12.02		落花生（煎つてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）	
1202.30	000	―播種用のもの	MT
		―その他のもの	
1202.41	000	――殻付きのもの	MT
1202.42	000	――殻を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。）	MT

輸出統計品目表第１一・０七項中

「	1207.20	000	―綿実	MT 」を
「	1207.10	000	―油やしの実及びパーム核	MT 」に
			―綿実	
	1207.21	000	――播種用のもの	MT
	1207.29	000	――その他のもの	MT
	1207.30	000	―ひまの種	MT

改め、同表第１一〇七・五〇号の次に次の一号を加える。

1207.60	000	―サフラワー（カルタムス・ティンクトリウス）の種	MT
1207.70	000	―メロンの種	MT

輸出統計品目表第１一・１一項を次のように改める。

12.12		海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉砕してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根で煎つてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）		
		―海草その他の藻類		
1212.21		――食用に適するもの		
	100	―――干しのり（長方形（正方形を含む。）のもの）	TH	KG
	200	―――干しこんぶ		KG
	300	―――ひじき		KG
	900	―――その他のもの		KG
1212.29	000	――その他のもの		KG
		―その他のもの		
1212.91	000	――てん菜		KG
1212.92	000	――ローカストビーン（キャロブ）		KG
1212.93	000	――さとうきび		KG
1212.94	000	――チコリーの根		KG
1212.99	000	――その他のもの		KG

輸出統計品目表第１五・０１項及び第１五・０一項を次のように改める。

15.01		豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第02.09項又は第15.03項のものを除く。）	
1501.10	000	―ラード	KG
1501.20	000	―その他の豚脂	KG
1501.90	000	―その他のもの	KG
15.02		牛、羊又はやぎの脂肪（第15.03項のものを除く。）	
1502.10	000	―タロー	KG
1502.90	000	―その他のもの	KG

輸出統計品目表第１六類の号注２を次のように改める。

２　第16.04項又は第16.05項の号において、慣用名のみで定める魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物は、第３類において同一の慣用名で定める魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物と同一の種に属する。

輸出統計品目表第１六〇四・一一六号の次に次の一号を加える。

1604.17	000	――うなぎ	KG

輸出統計品目表第１六・〇四項中

「	1604.30	000	―キャビア及びその代用物	KG 」を